

令和3年度(2021年度)FS事業募集要項

令和2年11月2日
(一社)日本船用工業会

会員企業の技術開発を活性化するため、「今後の技術開発事業のあり方」及び「今後のFS(可能性調査)事業について」に則り、FS(可能性調査)事業を以下の要領で募集いたします。

1. 募集対象及び応募者

本FS事業の募集対象は、1.1「技術開発調査事業」又は1.2「技術開発支援事業」の2種類とします。

実施者(応募者)は、当会会員企業といたします。

1.1 技術開発調査事業

当会では、公益財団法人日本財団の助成を得て、船主等のユーザーニーズ又は会員からの発案に基づき、新製品開発助成事業を実施してきております。

技術開発調査事業は、下記の(1)及び(2)に該当する製品の開発を目指したものであり、調査結果が新製品開発助成事業の申請に確実に繋がるものを対象とします。

- (1) 「日本船用工業会 技術開発ロードマップ」に即した技術開発であること
- (2) 以下のいずれかに該当するもの
 - ①IMO・ISO等の国際基準化を先取りすることが可能な製品開発
安全や環境に関する規制の動向を見据え、将来、国際基準や国際規格として採用が見込まれる製品開発であること
 - ②早期の製品化が可能な製品開発
国際基準・規格の動向を見据えて、競合他社に先駆けて市場に投入することが可能な製品開発
 - ③ユーザーニーズを踏まえた製品開発
従来よりもユーザーニーズを更に深掘りし、ユーザーに採用されることが確実な製品開発
 - ④船用工業事業者を含む海事関係機関との連携による共同開発やシステムパッケージ化に資する開発
関係する事業者が連携して取り組み、国際競争力強化や新規需要開拓が見込まれる製品開発
 - ⑤異分野の事業者との連携による製品開発
異分野の事業者と連携して、従来にない全く新しい発想に基づき新規需要開拓につながるが見込まれる製品開発

1.2 技術開発支援事業

「今後の技術開発のあり方」において技術開発支援事業として位置づけられるものであって、例えば、会員企業が連携して技術開発分野の人材育成を行うプロジェクトや異業種交流の機会創造プロジェクトなど、会員企業が、技術開発に積極的に取り組む環境作りのために実施するものを対象とします。

2. 事業実施期間

事業実施期間は、令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)1月末日までとします。

3. 助成額

採用されたF S事業には、当会の自主事業として助成することとし、助成額は最大で1件当たり100万円とします。ただし、予算及び応募状況により、1件当たりの助成額を減額させていただく場合があります。

また、上記1.1に該当する応募案件が採択され、その調査結果が新製品開発助成事業の申請に繋がらなかった場合は、助成額の返納をお願いする場合があります。

助成額は、F S事業に直接必要となる以下の経費について算定した額を上限とします。

助成額は、事業終了後にお支払いいたします。

- ①人件費：技術指導や委員会のために要する講師の謝金、指導料、委員手当等の謝礼金と臨時傭人給等
- ②調査研究費：設計、製作、実験、解析、調査等に要する人工費（1人・日＝40千円を基本とします）、設備使用費等
- ③物件費：機械器具費、図書費、印刷費等
- ④事務費：通信費等
- ⑤会議費：会場借料等
- ⑥雑費：その他

4. 応募要領

4.1 応募書類

技術開発調査事業については別添2の書式、技術開発支援事業については別添3の書式に従い、F S計画書（一部）を作成して事務局に提出して下さい。当該書式は、事務局までご要求いただければ電子ファイルでお送り致します。

また、図・表等、実施内容を詳しく説明した資料（一部）も併せて御提出下さい。

応募内容は部外秘として取り扱います。

受付け後、必要に応じて、応募内容のヒアリングを行う場合があります。

4.2 応募期限

令和2年（2020年）12月14日(月)、当会事務局必着とします。

5. 課題の選考

応募されたF S事業については、技術開発評価委員会による評価を経て、採用課題を決定します。

6. 成果の報告及び監査

6.1 技術開発調査事業の報告

8月上旬に、中間報告書を提出していただきます。

事業終了後、新製品開発助成事業への申請に向けた筋道や問題点について明記していただくと共に、新製品開発助成事業の申請書の素案を含めた報告書を提出していただきます。

6.2 技術開発支援事業の報告

8月上旬に、中間報告書を提出していただきます。

事業終了後、当該事業により得た具体的な成果に関する報告書を提出していただきます。

6.3 監査

事業終了後、3. の助成額について、監査を実施します。

7. お問い合わせ先

具体的な手続き等については、以下にお問い合わせ下さい。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 (虎ノ門東洋共同ビル5階)

一般社団法人 日本船用工業会 技術部

TEL 03-3502-2041 FAX 03-3591-2206

担当者 文 屋 E-mail:bunya@jsmea.or.jp

三田村 E-mail:mitamura@jsmea.or.jp

以上